

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第27回）

日時 令和5年12月25日（火）18：00～19：08

場所 オンライン開催

1. 開会

○津田課長補佐

それでは、定刻になりましたので、ただいまより総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第27回）を開催いたします。

議事に先立ちまして、事務的に留意点を申し上げます。

本委員会は、オンラインでの開催としております。ご参加いただいている皆様につきましては、本委員会中は回線の負担を軽減するため、カメラはオフの状態でご審議をいただき、ご発言時以外はマイクをミュートの状態にさせていただきますようよろしくお願いいたします。ご発言をご希望の際は、マイクのミュートを解除いただきましてお声がけをいただくか、挙手機能をご活用いただき、発言希望の旨をお知らせいただき、座長からのご指名をお待ちいたしますよう、よろしくお願いいたします。

本日の委員会の一般傍聴につきましては、より広く傍聴いただくためにインターネット中継での視聴方法を取らせていただいております。

それでは、これからの進行については、高村座長にお願いすることとしたいと思います。高村座長、よろしくお願いいたします。

2. 議事

（1）輸入木質バイオマスの持続可能性について

○高村座長

皆様、どうもご参集いただきありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、お手元の議事次第に従って議事を進めてまいります。

まず初めに、事務局から本日の資料の確認をお願いできますでしょうか。

○津田課長補佐

本日の資料についてでございますけれども、配付資料一覧にありますとおり、議事次第、委員等名簿、資料1としまして、輸入木質バイオマスの持続可能性についてでございます。

○高村座長

ありがとうございます。

委員の皆様、配付資料等問題ございませんでしょうか。もし不足等ございましたら、事前にご連絡をしている事務局宛にご連絡いただければと思います。

それでは、早速ですけれども、本日の議事に入ってまいります。

議題の1、輸入木質バイオマスの持続可能性について、事務局から資料1のご説明をお願いいたします。

○津田課長補佐

事務局でございます。資料1に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

輸入木質バイオマスの持続可能性についてでございます。

1ページ目でございます。本日の議題についてでございますけれども、今年度、再エネ特措法の改正を盛り込みましたGX脱炭素電源法が本年5月に国会成立をいただきまして、地域と共生した再エネの導入のための事業規律強化のため、対応の具体化に向けた検討が進められているところでございます。前回の本ワーキンググループにおきましても、FIT/FIP制度で求める持続可能性及びライフサイクルGHGの項目や水準につきましては、社会情勢の変化を踏まえた上で、必要に応じて見直すことの必要性が指摘されたと承知しております。こうした中で、バイオマスの持続可能性の確認につきましても、時代の要請に応じた適正な水準が確保されているか、いま一度確認しておくことが求められているというふうに考えております。

足元の状況を見ますと、世界的に燃料需給がタイトになっていることや、本年10月には欧州で再エネ改正指令(EU-RED3)が正式に発効されまして、今後、諸外国で新たな制度整備が進んでいくこと等によりまして、持続可能性のあるバイオマスのニーズはますます高まっていくと考えられるというふうに思っております。

一方、FIT/FIP制度におきましては、再エネ特措法の改正(2017年4月施行)に伴いまして、燃料の安定調達の観点から、認定基準としてはバイオマスの持続可能性の確認を求めています。本ワーキンググループにおきましては、先行制度であった輸入木質バイオマスやパーム油の確認方法を参考にしつつ、様々な要素を勘案しながら検討しまして、当時まだ未整備であった農産物の収穫に伴って生じるバイオマスにつきまして、持続可能性基準を整備したところであります。

こうした状況や経緯を踏まえまして、本日は、先行制度であった輸入木質バイオマスの持続可能性についてご議論いただきたいと思いますと考えてございます。

次ページは参考でございまして、今回の国会で成立しました再エネ特措法の改正について、事業規律強化の点の一つでありますけれども、三つ目の矢じりと四つ目の矢じりのところでございますが、認定事業者に対しまして違反の未然防止・早期解消を促す仕組みとしまして、認定計画に違反した場合、FIT/FIP交付金を留保するための積立命令に基づく積立義務を新たに課すこととし、違反状態の間はFIT/FIP交付金の留保を継続するということでもあります。また、違反状態の早期解消インセンティブを持たせるため、違反の解消または適切な廃棄等が確認された場合については、留保された交付金を取り戻せるこ

ととするという方向性でございます。

また、認定取消しをした際には、認定取消しに加えて、例えば、違反時点から認定取消し
がなされた時点までのFIT/FIP交付金の返還を求めていく。こういった事業規律の
強化に関する法改正が行われておりまして、来年の4月から施行するということに向け
て準備が進められているというところでありまして。

続きまして、3ページ目でございますけれども、木質ペレットの輸入量の推移ということ
でありまして、直近4年では440.7万tまで輸入量が増加しておりまして、直近2年程度を
見ますと、毎年度100万t程度増加の傾向にあるということでございます。

続きまして、4ページ目でございます。EU再エネ指令（EU-RED3）における木質
バイオマスの持続可能性についてということでございます。

今年の10月にEU-RED3が正式に発効されました。加盟国については、2025年の5
月までに指令に準ずる国内法を整備することとされておりまして、具体的な運用について
は現時点では不明という状況でございます。

具体的な追加された事項につきましては、下線で明示させていただいております。

まず、支援の条件の3条3項の部分でございますけれども、一つ目のポツであります
が、バイオマスのカスケード利用の原則を確保し、特に木質バイオマスについては、木製品、木
製品の長寿命化、再利用、リサイクル、エネルギー利用、廃棄の優先順位で利用されるよう
支援スキームを設計するというところでございます。

また、三つ目のポツでございますけれども、電力のみを供給する森林バイオマスからの発
電に対し、特定地域での立地やCO₂回収・貯留などの条件を満たさない限り、新たな支援
はしてはならないということになってございます。

また、29条6項の木質バイオマスの持続可能な生産に関する基準でございますけれども、
(a)の(vi)番でございますけれども、森林バイオマスが収穫される森林は、原生林、生
物多様性の高い森林、生物多様性の高い草地、それから湿地、泥炭地で言及されているステ
ータスを有する土地に該当しないことといったような要件も新たに課されるということに
なっております。

続いて5ページでございます。こちらは29条7a項と7b項のところ新たに追加され
ておりまして、気候計画との整合というところについては、土地利用・土地利用変化及び林
業に関する規則に基づく約束ですとか、もしくはエネルギー同盟・気候ガバナンス規則にお
ける「国家エネルギー・気候計画」と整合することということを求めるとともに、許容生産
量評価としまして、加盟国は、計画において基準に従った2021年～30年にエネルギー利用
可能な森林バイオマスの国内供給量について評価をするということが求められてございま
す。

続いて6ページ目でございます。こちらはライフサイクルGHGに関する基準につきま
しても、左側が改正前、右側が改正後として確認・整理をさせていただいておりますけれど
も、まず、29条1項の裾切基準につきましては、裾切基準の引下げが行われておりまして、

固体燃料 20MW、気体燃料 2 MWからそれぞれ固体燃料が 7.5MW投入量ベースというところに引下げが行われております。

また、新設案件についても、これまでの水準より引上げ、2023年11月20日より後に運転開始する場合については80%の削減ということが求められるということでもあります。

また、既設案件についても、これまではライフサイクルGHGの基準は適用しないということでありましたけれども、これも見直しがなされまして、2021年1月1日から2023年11月20日の間に運転開始した10MW以上の場合ですと、29年12月31日までは70%削減、それ以降は80%削減、気体燃料で10MW以下の場合については、運転開始から15年を経過するまでは70%削減、その後は80%削減、それから、2021年1月1日より前に運転開始した場合についても一定の削減量を求めると。こういった見直しが行われているということでもあります。

続いて7ページ目でございます。こちらはEUDRでございますけれども、今年6月に森林減少防止のためのデューデリジェンス規則でありますEUDRが正式に発効をなされております。EU域内の大企業には2024年12月から、中小企業には2025年6月から適用が開始されるとされておまして、具体的な運用については現時点では不明でございますが、こういった適用も始まっていくということでもあります。

具体的に企業に求められる内容については、下に整理・確認をさせていただいております。

例えば、禁止事項としまして3条の部分でございますけれども、二つ目の矢じりにあります生産国の関連法規に従って生産されていることを満たさない限り、EU市場への上市または輸出を禁止ということでもあります。

また、8条等においては、デューデリジェンスの実施の義務づけの項目としまして、サプライチェーン上の情報の把握ですとか、もしくはリスク評価の中で評価における補完情報として、EUREDが認める第三者認証を利用可能であるといったような旨が規定されてございます。

その下、9条で、把握を義務づけるサプライチェーン上の情報ということの中で、3条の遵守のために(a)から(h)に掲げる情報について、5年間保管することを要求ということでもありますけれども、例えば、(h)の中では、当該製品の生産が、生産国の関連法規に従っていることを示す十分に決定的で検証可能な情報が必要だということになってございます。

こうした中で、改めて8ページ目でございますけれども、FIT/FIP制度におけるバイオマス発電の認定基準の中では、ハの部分でございますけれども、発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれるものとして、(1)、(2)に掲げる持続可能性が確保されていることが確認できること。それから、流通の過程その他の調達の安定性が確保されていること。これを求めているということでございます。

続きまして9ページ目でございます。こうした中で、輸入木質バイオマスの持続可能性基準についての検討ということでもあります。

改めまして、本年10月に欧州で、先ほどのEU-RED3が正式に発効されまして、バイオマスに求められます持続可能性の強化を含めまして、今後、諸外国で新たな制度の整備が進んでいくということが見込まれている状況にあります。

一方、FIT/FIP制度におきましては、輸入木質バイオマスの持続可能性につきましては、2017年度から林野庁さんの合法性ガイドラインにより確認することを求めています。

また、農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち、パーム油の持続可能性については、調達価格等算定委員会において、輸入木質バイオマスの運用を参考に検討がなされ、2018年度から第三者認証(RSPO)による確認を求めています。その上で2019年度からはバイオマスワーキンググループにおきまして、副産物等についての検討を開始し、RSPOをベースに持続可能性基準を整備した上で、副産物について2020年度から第三者認証による確認を求めているところでございます。

さらに、輸入木質バイオマスに関しまして、前々回、前回のワーキンググループの中で、SBP認証/GGL認証が林野庁の合法性ガイドラインに適合することを確認いたしまして、持続可能性基準に相当する確認項目が追加をなされた上で、これらバイオマス発電用に開発された第三者認証により持続可能性の確認も可能となってくるという状況であります。

こうした状況や経緯を踏まえまして、持続可能性の確認の先行制度であった輸入木質バイオマスについて、EUなど諸外国の制度整備状況等を整理した上で、その基準や確認方法等について今後改めて検討することとしてはどうかというふうに考えてございます。

その際には、例えば、こうした論点が考えられるのではないかとということでございます。

一つは、輸入木質バイオマスに求める持続可能性の項目や内容ということであります。また、先ほどありましたバイオマス発電用に開発された第三者認証(SBP/GGL)の活用について。それから、森林認証、COC認証等で確認可能な範囲を踏まえた追加確認の実施、それから既認定案件の扱いというところでございます。

10 ページ目でございます。こちらは林野庁さんの木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインということでございまして、証明方法として三つの方法の提示がなされておまして、一つは森林認証制度及びCOC認証制度を活用した証明方法、二つ目が、森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法、三つ目が個別企業等の独自の取組による証明方法ということでございます。

11 ページ目は、農産物残渣につきまして、バイオマスワーキンググループで整理された持続可能性基準ということでございまして、環境、社会・労働、ガバナンス、それからサプライチェーン上の分別管理の担保、認証における第三者性の担保という観点から評価基準の整理をしているところでございます。

こういった中で、12 ページから3点、今回、整理の方向性についてお示しさせていただいております。

まず、12 ページにつきましては、トレーサビリティの確保についてということござい

ます。

燃料のサプライチェーン全体での事業規律を求めていくためには、発電事業者によって流通経路を確認できることが重要でございます。輸入木質バイオマスについては、認定申請時には、燃料の安定調達の観点から、現地燃料調達事業者等との（直接または商社等を通じた間接の）燃料安定調達協定等の確保を求めているほか、燃料調達使用計画書の提出によりまして、伐採事業者や燃料製造事業者、輸入事業者といった燃料の調達ルートを把握させることとしているということでございます。この左側の記載例ということでありますけれども、こちらが燃料調達使用計画書の抜粋をお示しさせていただいております。

また、右側の図解をさせていただいておりますけれども、由来証明の観点からは、燃料のサプライチェーン上の事業者に対しましては、木質バイオマス証明ガイドラインに基づく分別管理・証明の連鎖を求めています。こうしたところからトレーサビリティの確保については、輸入木質バイオマスについても可能ではないかというふうに考えてございます。

続いて13ページでございます。2点目でございますけれども、サプライチェーン上の事業者の法令遵守についてでございます。

輸入木質バイオマスにつきましては、前述のとおり、発電事業者によるトレーサビリティの確保は可能であるというふうに考えられることから、事業規律の観点からも流通経路、トレーサビリティの確認も求め、調達燃料に関わる全て事業者の法令遵守を求めることを明確化してはどうかというふうに考えてございます。

具体的には、第5回のワーキンググループ等で整理をさせていただいておりますとおり、燃料のサプライチェーン上で法令遵守を確認しない認証のみを取得する事業者の法令違反等を発電事業者が知った場合の対応を求める。具体的には経産省への報告、当該事業者への改善指導等を求めることとしてはどうかということでございます。

この下の抜粋部分の今後の方向性、一つ目のポツの途中からでございますけれども、発電事業者が各主体が法令違反等を行ったことを知った場合に直ちに経産省にその状況を報告することによって第三者認証による確認を代替するという。それから、サプライチェーン上のある主体が法令違反等が確認された場合については、発電事業者は経産省に報告するだけでなく、当該主体に対して改善を指導する等により法令遵守を促し、仮に改善することが見込まれず法令違反を継続するような場合については、全ての主体が法令遵守するようサプライチェーンの再構築を求めるということであります。

続いて、3点目、14ページでございます。情報公開についてでございます。

事業規律を求めるための透明性の担保や確認の効率性の観点から、発電事業者によって持続可能性が確保された燃料の使用状況が広く公表することが望まれるということでありまして、これまでのワーキンググループでもご議論いただいたとおりでございます。

輸入木質バイオマスにつきましては、事業実施期間にわたりまして、持続可能性の証明書類の確認・保存を求めていますので、燃料の使用状況について情報公開を求めることについても明確化してはどうかというふうに考えてございます。

具体的には、これも先ほどの第5回ワーキング等で整理をしているとおり、事業者間の競争環境への影響には十分留意をした上で、使用している燃料の持続可能性を担保している第三者認証スキーム等の名称ですとか、燃料使用量、それから固有の識別番号の情報公開を求めることとしてはどうかというふうに考えてございます。

15 ページでございますけれども、この3点について、改めまして整理、まとめをさせていただきます。

事業規律強化や、持続可能性のあるバイオマスのニーズの高まりを踏まえまして、持続可能性確認の先行制度であった輸入木質バイオマスにつきましては、以下の3点等についてのとおり、事業計画策定ガイドラインにて求める事項を明確化しまして、パブリックコメントに付した上で、2024年度から適用することとしてはどうかということでもあります。

輸入木質バイオマスについて事業計画策定ガイドラインにて求める事項としまして3点、今、整理をさせていただきましたトレーサビリティについては、流通経路（トレーサビリティがあること）を確認することということでもあります。

サプライチェーン上の事業者の法令遵守については、燃料のサプライチェーン上で、法令遵守を確認しない認証のみを取得する事業者の法令違反等を発電事業者が知った場合、直ちに経産省にその状況を報告するとともに、当該事業者に対して法令遵守を促すこと。仮に改善することが見込まれず法令違反が継続する場合にはサプライチェーンを再構築することということあります。

情報公開については、使用している燃料の持続可能性を担保している第三者認証スキーム等の名称や燃料使用量、固有識別番号について、自社のホームページ上で公表するということでもあります。

また、米書きさせていただきますとおりまして、なお、輸入木質バイオマスに今後求めるべき持続可能性の基準や確認方法等につきましては、EUなど諸外国での制度整備状況等を整理した上で、今後検討することとしてはどうかというふうに考えてございます。

事務局からは以上です。

○高村座長

ご説明、どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答をこれから進めていきたいと思っております。ご意見、ご質問のある委員は、通例でございますけれども、Teamsの手挙げ機能を使ってお知らせいただくか、あるいはチャット機能でご発言の希望を教えてください。いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは相川委員、お願いいたします。

○相川委員

相川です。ご説明、ありがとうございました。

議論の枠組みを整理するために、まず、質問をさせていただきたいと思っております。

一つ目は、今回の資料といたしますか、議題のタイトルも、輸入木質バイオマスの持続可能性についてということになっておりますけれども、国産材の議論は除外して議論するという

ことでよいのか、そして、そのように判断されている、それが必要である、もしくは不要であるというふうに判断される理由も教えていただければと思います。

それから、改正FIT法の話が1枚目のスライドでありました。これと関連しまして、「先行制度であった輸入木質バイオマス」というような表現が使われておりますけれども、再エネ特措法の前から輸入木質バイオマスに関しては、持続性の確認を求めているという整理になるのか、それとも、同じく17年4月以降から求めるようになったのかということも、これも認定の対象によって今後の議論が変わってくる可能性があるかと思っておりますので、質問させていただきます。

まずは以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

議論の前提に関わるご質問だと思いますが、事務局から今の2点についてお答えいただくことは可能でしょうか。

聞こえておりますでしょうか。

○津田課長補佐

すみません。事務局でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。

○高村座長

はい、ありがとうございます。

もし、よろしければ、今、橋本委員が手を挙げてくださっていますので、橋本委員にもご発言をいただいて、その後、事務局からお答えをいただこうかと思っておりますけれども、相川委員、よろしいでしょうか。

○相川委員

はい、もちろんです。この場で議論していてもいいと思います。

○高村座長

分かりました。ありがとうございます。失礼しました。

それでは、橋本委員、お手を挙げていただいておりますけれども、ご発言、お願いしてもよろしいでしょうか。

○橋本委員

ありがとうございます。

まず最初に、この間、何度かこの議論、本ワーキングでも出てきたかと思っておりますけれども、これを取り上げていただきまして、ありがとうございます。

また、すぐにできるような対応について、最後にまとめていただきまして、ありがとうございます。

近年、木質バイオマスに限らず、こういうデューデリジェンスのお話で、より高い基準、あるいは透明性というのが求められるようになってきていますので、FIT制度についても、この点、急いで検討する必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

その上で、何点かコメントと質問なんですけれども、1点目は、実態把握ということで、前回のワーキングのときにも少し発言させていただいたんですが、林野庁のガイドラインに基づく認証制度、それから団体認定、あるいは個別の企業の独自の取組、こういったものが使われていて、それぞれの仕組みの中でどのような持続可能性の基準を用いているのか。さらに、今回、課題の一つになっている法令遵守がどのように取り扱われているのか。これを求めていかなければならない方向だと思いますけども、さらに、各方法でどのような課題があるのか。森林認証については、認証制度間での相互認証みたいなこともあると聞いていますので、それにまつわる問題というのも指摘されているということで、そういった実態について、まず、しっかり把握していくということが必要なんじゃないかなというふうに思っています。

2点目は、次回以降ということですけども、持続可能性基準の議論ということで、欧州のほうで4ページ、5ページ辺りに示されているようなものを日本としても議論をして、各認証の対応状況についても整理していくということが必要かなというふうに思っています。

3点目は、論点の中にも既認定に関する考え方というのが挙がってございましたけれども、これは質問ですけども、今回、最後のスライドでご提示いただいたものは、新規の認定に対するものとして整理いただいているんだと思うんですけども、既認定に対する考え方、現時点でありましたら、お聞かせいただければと思います。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

今、ほかの委員もお手を挙げていただいていますので、委員から一通りご発言をいただいた上で、事務局にご質問をお戻ししたいと思います。

それでは、続いて、芋生委員、お願いできますでしょうか。

○芋生委員

最近、特に輸入木質ペレットについて、原生林が伐採されているとか、いろんな話がありまして、そういうのは当然あってはならないことですし、あるいはそれが疑惑だとしたら、そういうことを払拭するためにも、持続可能性基準を、今、15ページに出されておりますように、この3点の項目を入れるというのは、基本的には賛成です。具体的なことは、詳細はこれから検討することになると思うんですけども、賛成します。

その上で1点、質問があるんですけども、その上でというか、ちょっと別の話になるんですけども、E U-R E D 3の、4ページですかね、今後、これを参考にして検討していくことになると思うんですけども、ちょっと私がかんがなかつたので、もしかんがったら教えていただきたいんですけども、上のほうに、切り株、根というのがございますけれども、これについてお聞きしたいと思います。

この切り株というのは、何を指すのかということで、今、日本の場合は、切った後の、切った木材の下の太い部分、地面に近い部分、これはタンコロとか言って、これは用材になり

にくいので、未利用バイオマスとして、今、認められていると思います。あるいは、いわゆる切り株、切った切り株の部分、これはここにも書いておりますけれども、再造林の際に、森林再生とここには書いてありますけれども、再造林、いわゆる植林の際に、地ごしらえということで、場合によってはこの切り株を砕くとか、あるいは、これはかなり特殊な事例になると思いますけれども、根を抜根すると。抜根については、ヨーロッパでも見たことがあるんですけども、そういうことがなされていると思います。どうしてこれをエネルギー利用に用いてはいけないということになっているのか、これは質問です。

あと、次の電力のみを供給する云々とありますけれども、これは基本的にはコージェネレーション、熱利用も含めないといけないというような話だと思うんですけども、これについては、当然、日本でも熱利用は非常に有効だと思うんですけども、ヨーロッパと比べて、かなり熱利用はしにくいような部分もありますので、これらについては、今後、慎重に検討をすべきだというふうに考えております。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは続いて、河野委員、お願いできますでしょうか。

○河野委員

河野です。ご説明、ありがとうございました。

今回、輸入木質バイオマスについて、改めて取り上げていただいたことというのは、これまで様々な報道とかでいろいろと不安材料もあったところですので、再整理ということで取り上げていただいたことには、本当に感謝したいと思います。

G X実行計画等を踏まえた脱炭素の推進と再エネの最大導入・活用の方針が示され、また、木質ペレットの輸入量のグラフからも分かるように、需要は今後大きく伸びていくのは間違いない状況にあります。

その際、今回の論点として提起されているとおり、輸入木質バイオマスの導入拡大には、FIT/FIP制度の支援を受けるに足る相応の持続可能性基準の適用と遵守が担保されるべきであり、EU-RED 3の発効や、それから、EUDRの発効など、世界の動向等もしっかりと把握して、我が国の輸入木質バイオマスの適正な活用を進めていってほしいと思います。

また、国際社会においては、気候変動問題に対応するために、TCFDが発足し、企業活動に対して取組を進めていますが、さらに、TCFDの自然版という位置づけのTNFDが2023年9月に情報開示枠組みの最終提案となるv1.0を正式に公開しています。

こうした背景を考慮しますと、9ページで整理された今後の対応方針に、私も賛同させていただきます。

その上で、例としてお示しいただいた論点に関して、全くの素人の見解で大変恐縮なんですけれども、EUが主導しているRED 3などの最新で最先端の基準を発電事業者とサブ

ライチェーンに今後の検討によって求めた場合、ベトナムやカナダなどの、現在、日本の木質ペレットの供給側において、そうした要求に対応する力があるのかどうかというのは気になるところです。

厳しい要求基準の適用によって、原料調達が困難となるような事態に陥らないように、輸出国側などとの相互理解というのも必要ではないかというふうに思ったところです。

また、既認定案件に対しては、認定時期よりも基準や規律が強化される方向が示されると思いますので、パブコメなども活用して、十分に意見聴取を行った上での対処が必要かというふうに思いました。

最後なんですけれども、15 ページの事業計画策定ガイドラインにおいて求める事項の2点目なんですけれども、サプライチェーン上の事業者の法令遵守について、事業者の法令違反等を発電事業者が知った場合の対処法として、経済産業省への速やかな報告と当該事業者への法令遵守を促し、改善見込みなしであれば、サプライチェーンの再構築をするという内容ですが、これで本当に大丈夫だろうかという不安感が拭えません。具体的にどういう仕組みを取るのかというのが、私自身、十分理解できていないということもございますけれども、事業者の皆様の性善説に基づいての規定だというふうに受け取りたいという気持ちはあるんですが、昨今の企業の不正事案等、あまりにも多く発現していて、そういったのを見聞きすると、もう少し制度設計に踏み込みがあってもいいのではないかというふうに感じました。

長くなりましたけれども、以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、道田委員、お願いいたします。

○道田委員

ありがとうございます。

私のほうも委員の皆様からもご意見がありましたけれども、今、木質バイオマスが非常に増加しているというグラフもお示しいただきまして、厳しい規制のEUを避けて、日本が十分な規制が入っていないことで、リーケージの先になってしまうようなことは防いでいくということは、重要な対策だと思いますので、今回、このようないろんな議論をさせていただいていることには感謝しております。

それに関して、若干違う議論も一応論点として挙げておきたいなと思ひまして、9ページのどんな論点があるかというところについて補足をさせていただけたらなと思ひます。

一つは、貿易障壁という観点です。EUの規制というのは、持続可能性の観点では、非常に先進的ではあるものの、同時に、パーム油などのイシューにおいては、特に輸出国側から見ると、一種の保護主義の政策なのではないかというふうな疑念も持たれています。このため、EU-RED 2については、WTOでも輸出国側がEUを訴えるという紛争解決の手続に入っているわけです。

これらの議論が一体どういうところに着地するのか。EU-RED 2の紛争解決に入っている対象はパーム油ではあるんですけども、そこでどのような議論が行われるかということは、今後きちんとフォローしていく必要があるのかなというふうに思っております。

2点目ですけれども、EUの昨今の動きを見ていますと、環境も地球温暖化関連で重要ですけども、それと同様、またはそれよりもさらに踏み込んで人権の問題について取り上げられているというのが印象になっています。

我々のワーキングの中でも、もちろん人権のところもカバーされているというふうに理解をしていますけれども、人権という特定のイシューに関して、しっかり抜け落ちがないかということも考えていく必要があるということを感じております。

3点目なんですけれども、今日の資料の中でEU-RED 3、それからEUDRについてご議論をいただいたわけですけども、もう一つ、これは大手企業が対象になっていると理解しておりますが、EUコーポレート・サステナビリティ・デューディリジェンス、CSD DD、CSトリプルDとかというふうに言われますけれども、こういうものも導入はこれからされるというふうに考えられます。

先日、認証の関係のヨーロッパの会議に出席をする機会があったんですけども、その中でEUDRと、それからEUDDDと、それからEURED、この三つで認証をどういうふうに取り扱うかというのが、取扱いの仕方が違うというようなことが議論になっていて、ヨーロッパの中でもいろいろな制度が同じような問題を対象としていて、しかも、少しずつ要件が違っているということで、かなり煩雑になっていることに懸念が表明されておりました。

EUの規制も、どのサイズの企業に、どの規制の、どの項目が適用されるのかということも、いろいろ違っておりますので、日本がEUの規制を参考にする中で、どういう内容を、どういうふうに日本でインプリメント可能な方法でフォローしていくのか、または参考にしていくのかということは考えていく必要があるということで、この辺りも、たくさん情報があって、恐縮なんですけれども、可能であれば、情報収集をお願いできると助かります。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

ほかに委員から現時点で、あるいはオブザーバーでご出席の関係省庁から何かありますでしょうか。

もしなければ、一度、事務局にお戻ししてご質問が出ているところもありますので、お答えをいただいて、改めて、もし、委員がフォローアップでご質問、ご意見があればいただこうと思います。

それでは事務局から、幾つかご質問もありましたので、お答えをお願いしてもよろしいでしょうか。

○津田課長補佐

事務局でございます。先ほどは失礼いたしました。

順番にいただいたご質問、ご意見等について事務局からのご回答をさせていただきたいと思っております。

まず、相川委員からいただきました輸入木質バイオマスの持続可能性基準の適用の開始のタイミングということでありますけれども、こちらは2017年度から適用開始しているという状況でございます。

また、国産材についてどう整理をしているのかということでもございましたけれども、現在、国産材につきましても、森林法に基づきます持続可能性については確認をしている中で、特に輸入木質バイオマスについては、サプライチェーンが長大である等の背景、実態がございますので、先行制度ということもあり、今回、この議論の議題に上げさせていただいているというのが我々の整理でございます。

続いて、橋本委員からいただきました林野庁の合法性ガイドラインに関しまして、森林認証、団体認定、企業独自の方法、どの方法を使っているかというご質問がありましたけれども、こちらについては、現時点で我々もしっかりと整理できる場所がありませんので、今後、整理について検討をさせていただきたいというふうに思っております。

もう1点、既認定案件についてどう考えているのかということでありましたけれども、今回、整理をさせていただいております15ページの3点、トレーサビリティとサプライチェーン上の事業者の法令遵守と情報公開、この点については、現時点でも既存の制度の中で十分に発電事業者のほうで対応可能なのではないかと考えてございまして、そういった背景からも、既認定案件についても、この3件については来年度から適用を開始するという進め方についてはどうかというのが事務局の提案でございます。

それから、芋生委員からいただきましたEU-RED3で、切り株だったり、根が何を指すのかということについては、これは現時点では事務局でもそこまで精査はできておりません。また、EU-RED3中でも、そこまで明確に整理されているのかどうかということも不明ですので、まずはそういったところは、また改めて確認させていただきたいというふうに思っております。

また、熱電併給については、日本と海外との状況も踏まえた上で考えるべきだというご指摘をいただきましたので、今後の検討の際に、そういった観点も重々意識しながら進めていきたいというふうに思っております。

それから、河野委員から2点いただいたかというふうに思っております。

こちらは、まず1点目は、既認定案件について、輸出国側で許容できる制度なのかどうかといったようなところも含めて、しっかりとアセスした上で進めていくべきだということでしたので、こういった点は我々も留意しながら進めていきたいと思っております。

あと、もう1点、今回求めるサプライチェーン上の事業者に対しての法令遵守の観点では、発電事業者が知った場合ということにさせていただいております。もちろん、法令違反があった場合というふうにできれば、それがよりベストではあるかと思っておりますけれども、実態

として実施できるところは、今回整理させていただいた、発電事業者が知ったタイミングで報告いただくというのが実効性のある制度としては、こういったところが最大限の対応、今現時点でできるところなのかなというふうに思っております、まずはこういった制度から開始していくことでどうかなというふうに考えているところが事務局の案ということでございます。

それから、道田委員からは3点いただいたと思っております、3点とも、EU-RED 2の紛争解決の議論の状況ですとか、人権の観点が重要だということと、あとCSDDDの観点もEUのほうでは最近としてあるというところでも、こういったところの情報収集もということでございましたので、この3点も含めまして、今後は検討に向けて、我々も確認・整理をしていきたいと思っております。

今後の持続可能性の基準の策定・整理に向けて様々な観点からご指摘を、今回、頂戴したと思っておりますので、今後検討を具体化していく際に、いただいたところを改めて整理・確認の上で進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。

今、事務局から、委員から出していただいたご質問、意見についてお答えいただきましたけれども、委員からフォローアップの質問なりご意見はございますでしょうか。ご質問、ご意見、ご発言希望の委員がいらっしゃいましたら、手挙げ機能ないしはチャットで教えていただければと思います。

ありがとうございます。河野委員、ご発言ご希望でしょうか。これは先ほどのでしょうか。

○河野委員

すみません。河野、手を下ろし忘れていました。失礼しました。

○高村座長

とんでもないです。ありがとうございます。

それでは、相川委員、お願いできますでしょうか。

○相川委員

相川です。

まずは事務局のほうから回答いただきましてありがとうございます。

輸入と国産の関係を質問させていただいたのは、道田委員からも少し発言がありましたように、そして我々もこれまで議論してきたように、内外無差別であるとか、いろいろな貿易のルールに抵触をしないということが話の前提としてあるというふうに認識していたので、質問させていただきました。

そういう意味では、EUREDを紹介されておりますけれども、EUREDの話は、むしろ加盟国の話をしているという側面が強いというふうに思います。であるがゆえに、厳しい措置を取っても、国際的にも説得力を持っているというようなことが言えるのではないかと

というふうに思います。

他方、EUでいろんな議論があるのもしっかりフォローする必要があると思っています。具体的には、地域の文脈を考慮する必要があるということで、加盟国の裁量に委ねられている部分も多いので、そういった観点の中で、例えば、日本の国産材の利用の仕方、それから、逆に、輸入先の、輸入元ですか、の供給国、アメリカやカナダ、ベトナムといったような国が今メジャーな国になるかと思えますけれども、そちらの国内の制度であるとか、木材産業の状況というものをしっかり確認して、その上でF I T制度の中で、例えばいろいろ争点になっている原生林のソースからの調達禁止や認証制度の活用を考えるという順番になってくるのかというふうに思います。

そういう意味では、スライド 11 枚目で示していただいた持続可能性基準に関しましては、これは農業系バイオマスの利用を念頭に置いておりますので、もしかすると、森林用、もしくは木質バイオマス用に加筆・修正するような作業というのにも必要になってくるのではないかなというふうに思っています。

それから、あと、すみません、いろいろあるんですけども、あとはEUDRが紹介されていきました。森林減少を食い止めようという話は、逆にEUがやっているからということではなくて、日本の場合も、例えば、今年のCOPになりますけれども、グラスゴー宣言という形で世界的に森林減少を食い止めるという動きにコミットしているというふうに理解をしています。

それから、農林水産省さんのほうでは、みどりの食料戦略の中で、例えば、これは食品企業におけるというふうに加筆書きが書いてありますけれども、持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指すということがうたわれているというふうに思います。加えて、木材に関しては林野庁さんのクリーンウッド法だとか、関連の政策もあるんだと思います。

ですから、時代の要請といったことで、EUというものを参照にするのはもちろん必要だというふうに思いますが、やはり日本自体がそういったことにコミットしているがゆえに、こういったことは必要であるというような踏み込みといたしますか、それが必要ではないかというふうに理解をしています。

すみません。いろいろあって、最後まで言い切ってしまうと、あと、諸外国との関係で言いますと、EUだとかアメリカ、カナダ、ベトナムの国内制度という話が出てきて、先ほど、EUの話の中で道田委員のほうからリーケージの問題が指摘されていきました。そう考えると、もちろん日本としての取組を強化していくということも必要ですけども、例えば、お隣の韓国であるとか、それから台湾なども木質バイオマスを利用していく、輸入していくという方向性が出ているようでして、他の東アジアだとか、輸入国の動きというものも見ていく必要があるかなというふうに思います。

これは、やはり、日本だけがここで頑張っても、そういう意味では世界的な規模の課題解決にならないという可能性もありますので、逆にEUがよくやっているように、日本でしっかり誇るべきものができるのであれば、それを諸外国に、例えば、AZECの枠組みだとか、

農水省さんが参加しておりますG B E Pの枠組みなんかを使って普及していくというのも一案ではないかなというふうに思います。

すみません。ちょっと長くなりましたけども、以上になります。

○高村座長

ありがとうございます。

ほかの委員から、あるいは関係省庁からご発言ご希望ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

様々なご意見をいただいたと思います。少し整理をさせていただこうかと思えますけれども、本日、事務局からご提案いただいている内容ですけれども、スライドの9枚目でありますが、持続可能性の確認の先行制度だった輸入木質バイオマスについて、まず、様々な状況等々を、この間の状況と展開を踏まえた上で、基準や確認方法などについて、今後改めて検討してはどうかという点について、委員からこの点について、特に異論はなかったと思います。もちろん、その中でどういう作業をすべきか。例えば、実態の把握等も含めてということになるかと思えますけれども、さらに、今、相川委員からありましたEUだけでない他の諸外国、輸入国の動きなども把握をしたらどうかといったようなご意見があったと思いますが、今後、輸入木質バイオマスについて、持続可能性を確認していくということが重要であって、その基準、確認方法等について、このワーキングで今後改めて検討するという点には異論はなかったと思います。

その上で、本日、事務局からはスライドの15枚目だと思いますけれども、これは橋本委員がおっしゃった、すぐできる対応とっていいでしょうか、あるいは事務局からも、既認定分の事業者、あるいは既認定の案件も含めて、十分、現時点でも対応ができる内容として一定の事業規律の強化というものを2024年度から適用する方向で、この合意がされれば、パブリックコメントに付して適用してはどうかというご提案をいただいています。

幾つか、例えば、河野委員からは、サプライチェーン上の事業者の法令遵守、これで十分に効果があるのか、大丈夫かというご質問をいただいておりますけれども、今後、検討していくという大前提の下で、少なくとも事業規律の強化と持続可能性の確保のための当面の対応として、先ほど、橋本委員の言葉を借れば「すぐできる対応」ということになるかもしれないけれども、事務局がおっしゃった現時点で対応ができるものとして、この三つの項目について、まず、事業者に対して規律、事業計画策定ガイドラインにおいて求めていくかどうかということでもあります。

委員から、今、議論の整理をしておりますけれども、この点について、若干、先ほど河野委員等からご意見がありましたけれども、もし、そういう位置づけで今後検討していく大前提として、当面の対応として、こうした事業規律の、今、現時点よりも明確化をしていくということかどうかということが事務局のご提案だったかと思えます。

今、問題整理といたしますが、議論を整理させていただきましたけれども、この大きく2点

について、先ほど言いました今後検討していくということ、輸入木質バイオマスについてですね。それから、同時に、当面 2024 年度からの事業計画策定ガイドラインにこうした 3 項目を求めていくということについては、ご異論はないでしょうか。

○河野委員

河野です。

今、整理していただいた内容で進めていただくことに賛同いたします。ただ、これで大丈夫だろうかと思ったところはお伝えしただけですけれども、同意いたします。

○高村座長

ありがとうございます。

今、河野委員、発言していただきましたけれども、大前提としては、やはり委員の皆様がおっしゃったように、バイオマスの持続可能性、特にここで今回は輸入木質バイオマスについての持続可能性の確保について、改めてさらに検討していくということを大前提としてご了承いただいているかと思います。ありがとうございます。

相川委員、お願いできますでしょうか。

○相川委員

すみません。相川です。

すみません。私、ちょっといろいろ申し上げてしまったんですけれども、大事なところとしては、大きな方向性、輸入木質バイオマスの持続可能性基準について、しっかり今後時間をかけて議論をしていくということ、それから、当面の対応として、事業規律の強化を以下の 3 点でやっていくという大きな方向性には賛同しております。

来年度以降の検討になってくるかというふうに思いますけれども、いろいろ関係のステークホルダーの関心も高いというのも事実だと思いますので、なるべくオープンな議論をしたほうがいいかなというふうに思っております。

今日の事務局さんのご説明の資料の中には、端的に申し上げると、背景の事象への言及があまりなくて、具体的にどういう事案が懸念されているのかというようなことも、もちろんワーキンググループは裁判をするようなところではありませんけれども、なるべく事実に基づいて議論をさせていただけるとありがたいかなというふうに思います。そのほうが恐らく社会的な納得度も高いかなというふうに思いますので、意見として述べさせていただきます。

ありがとうございます。

○高村座長

ありがとうございます。

ほかに委員からご発言ご希望ございますでしょうか。

ありがとうございます。橋本委員、お願いいたします。

○橋本委員

ありがとうございます。

座長がまとめていただいた大枠としての今後検討していくということと、当面、このスライドの対応を図っていくということで、私も賛同したいと思います。

これから具体的内容をしっかりと議論していく必要があると思いますけども、一方で早く議論しなきゃいけないという面もあると思いますので、できるだけ早めに結論に到れるような形で進めていただければというふうに思います。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、道田委員、お願いいたします。

○道田委員

ありがとうございます。

私も、今、高村座長がまとめてくださったその2点について賛成いたします。

以上です。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、今、ご意見いただきましたけれども、今後、輸入バイオマスに求めていく持続可能性の基準や確認方法などについては、今後検討していく。今、橋本委員からはしっかり早く議論をする必要がある。あるいは、相川委員からは、ファクトをしっかりお示しいただきたいというご要望もいただいたかと思います。

さらに幾つか論点もこれまでの議論の中でいただいたかと思います。

同時に、今、お示しいただいている画面でスライドの15でありますけれども、当面、しかし議論の終結を待たないで、事業規律の持続可能性に関わる輸入バイオマスについて、事業規律について一定の確認、求めていく事項を明確にするということについてご了承いただいたかと思います。

これは道田委員もご発言いただきましたし、ほかに相川委員からもご指摘があったかと思いますが、バイオマスはもちろんですけれども、事業者のサプライチェーン全体のデューディリジェンス、道田委員から人権も含めて、この間、非常に関心が高くなっているというご指摘もありました。さらに、内外無差別について相川委員からありましたけれども、輸入バイオマスについて、まず議論をしていくとしても、一定の内外無差別を配慮した議論をしないとイケないということであったかと思います。

それでは、今、大きく二つご提案を整理しましたけれども、委員の皆様、ご了承いただいたというふうに思います。

したがって、もう一度、繰り返しますけれども、持続可能性確認の先行制度であった輸入木質バイオマスにおいて、トレーサビリティ、サプライチェーン上の事業者の法令遵守、そして情報公開における対応方針、この三つについて、こちらは事務局から提案があった形でご異論はなかった。さらに、ご異論がなかったことを受けて、今日もご提案いただい

ますけれども、事業計画策定ガイドラインの改定などの対応を進めていただきたいというふうに思います。

それから、皆様の大変ご関心、重要だというご指摘をいただいた持続可能性の基準や確認方法等について、さらに今後検討していく必要があるということでした。

したがって、事務局では、EU、今回ご紹介もいただきましたけれども、新しいこうしたバイオマスの持続可能性に関わる制度整備、調達価格等算定委員会への報告資料にこれらを追加していただきたいといます。

こちらの報告資料の記載ぶりに関しましては、お許しいただければ、私のほうに一任をお願いできればというふうに思っております。

以上、本日の議論をまとめさせていただきました。このような形で特にご異論がなければ、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それではこうした方向で、事務局でご準備を、作業を進めていただければというふうに思っています。

本日の議題は、この1件ですので、本日の議論、議題は以上となりますけれども、全体を通して何かご意見ございましたらお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

本日、大変重要な議題について、様々貴重な意見をいただいたというふうに思っております。今後に向けて重要な議論の方向性も示していただきました。

事務局におかれましては、本日の議論を次回以降のワーキングの検討につなげていただくよう準備を進めていただければと思います。

それでは、次回の開催について、事務局からお願いできますでしょうか。

○津田課長代理

ありがとうございます。

調達価格等算定委員会への報告資料について、作成させていただきました。高村座長にご相談させていただきたいといます。

また、多々、委員の皆様からご指摘、ご示唆を頂戴しましたので、検討・整理・調整・準備をさせていただきたいといます。

次回のワーキンググループでございますけれども、こちらについては、また日程が決まり次第、経産省のホームページでお知らせさせていただきます。

○高村座長

ありがとうございます。

それでは、もしご発言ご希望がないようでしたらですけれども、以上をもちまして本日のワーキンググループ（第27回）の会合は以上とし、閉会としたいと思います。

年の瀬も迫っておりますけれども、本年も大変活発な議論をいただきありがとうございます。

ました。皆様、よいお年をお迎えください。

それでは、以上で本日のワーキンググループを閉会したいと思います。どうもありがとうございました。